

議案第 143 号

伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び伊賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び伊賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び伊賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 230 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「1,510 人」を「1,450 人」に改め、同条第 3 項中「担う団員」の次に「(任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されている団員)」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 346 号)

第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第 1 項の団員の定数とする。

5 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第 4 条第 3 項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第 1 項の団員の定数から 316 人(支援団員であって、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員数)を控除した数とする。

第 12 条第 1 項の表を次のように改める。

職務報酬	団長	年額	90,000円
	副団長	年額	70,000円
	分団長	年額	50,000円
	副分団長	年額	38,000円
	部長	年額	28,000円
	班長	年額	24,000円
	基本団員	年額	15,000円
技術報酬	団車両運転従事者	年額	10,000円
	ポンプ機関従事者	年額	6,000円

第12条第2項を次のように改める。

2 支援団員には、報酬は支給しないものとし、費用弁償を支給する。

第13条第1項中「2,700円の」を「次の区分による」に改め、同項に次の表を加える。

区分		金額
水火災出動、警戒出動等		4,000円
訓練指導、防火防災指導	半日（正午を越えないもの）	2,000円
	1日（正午を越えるもの）	4,000円
訓練出動・式典参加等	半日（正午を越えないもの）	1,000円
	1日（正午を越えるもの）	2,000円
県・市主催操法訓練		2,000円

第15条第1項中「団員」の次に「（勤務年数が5年未満である者及び第2条第5項の団員に該当する者を除く。）」を加える。

（伊賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第2条 伊賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成16年伊賀市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5年以上」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する非常勤消防団員については、この限りでない。

- (1) 勤務年数が5年未満である者
- (2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、非常勤消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない者

第4条の2中「一定期間勤務しなかったことが明白である」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 一定期間勤務しなかったことが明白であるとき。
- (2) 第2条第2号に該当する者として勤務したとき。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成30年3月31日以前に入団した任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されている消防団員(以下「支援団員」という。)であって、5年以上勤務して退職した者には、第1条の規定による改正後の伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第15条第1項の規定にかかわらず、平成35年3月31日までの間に退職した場合は、退職報償金を支給する。
- 3 平成30年3月31日以前に入団した支援団員であって、5年以上勤務して退職した者には、第2条の規定による改正後の伊賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第2条ただし書の規定にかかわらず、平成35年3月31日までの間に退職した場合は、96,000円の退職報償金を支給する。